

# 国民年金保険料には 免除制度があります

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合に、本人の申請により保険料の納付が「全額免除」「一部免除」または「猶予」される制度があります。保険料の免除や猶予を受けずに保険料を納めないままにしておく、将来、老齢基礎年金を受けられなくなったり、減額されたり、万一の時の障害・遺族基礎年金が受けられない場合があります。保険料が納められない場合は、お早めに相談してください。

問 国保年金課年金係 ☎ 6753

## ■全額・一部免除制度

この制度には、▽全額免除▽4分の3免除▽半額免除▽4分の1免除の4つがあります。本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、承認されると、保険料が免除されます。ただし、失業（退職）や天災で被災した場合には、所得額にかかわらず該当する特例があります。

なお、一部免除については、納付すべき保険料を2年以内に納めないで未納期間となりますので、忘れずに納付してください。

## ■若年者納付猶予制度

学生を除く30歳未満のかたで、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、承認されると、保険料の納付が猶予されます。

## ■学生納付特例制度

学生であっても20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めることとなります。本人の前年所得が一定額以下の場合、承認されると、保険料の納付が猶予されます。

## ■法定免除

障害年金（障害等級が1級または2級）を受けているかたや、生活保護法による生活扶助を受けているかたは届け出により保険料の納付が免除されます。

### ◆申請免除審査の所得基準

免除の種類	所得基準
全額免除・若年者納付猶予	(扶養親族などの数+1) × 35万円 + 22万円
4分の3免除	78万円 + 扶養親族などの数 × 38万円 + 社会保険料控除額など
半額免除・学生納付特例	118万円 + 扶養親族などの数 × 38万円 + 社会保険料控除額など
4分の1免除	158万円 + 扶養親族などの数 × 38万円 + 社会保険料控除額など

### ◆免除・納付猶予の承認を受けると…

免除の種類	納付する保険料	老齢基礎年金を受けるとき反映される金額	老齢・障害・遺族基礎年金を受けるとき	保険料の追納(あとから納めること)
全額免除	全額免除	承認期間の1/2が年金額に反映(21年3月分までは1/3)	受給資格期間に算入されません。	免除・若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、10年以内であれば追納することができます。追納することにより老齢基礎年金額に算入されます。ただし、3年度目からは当時の保険料に加算額が上乘せされます。
4分の3免除	月額 3,750円	承認期間の5/8が年金額に反映(21年3月分までは1/2)		
半額免除	月額 7,490円	承認期間の6/8が年金額に反映(21年3月分までは2/3)		
4分の1免除	月額 11,240円	承認期間の7/8が年金額に反映(21年3月分までは5/6)		
若年者納付猶予・学生納付特例	全額猶予	承認期間の年金額への反映なし		

### ●申請の手続き

24年度分の免除・猶予の申請受け付けは、7月2日(月)から行います。申請区分・期限は下記のとおりです。お早めに申請してください。

申請区分	申請期限
平成23年度(23年7月～24年6月分)	24年7月末日
平成24年度(24年7月～25年6月分)	25年7月末日
平成24年度学生納付特例(24年4月～25年3月分)	25年4月末日

- ▶申請場所 国保年金課年金係または十和田湖支所
- ▶申請に必要な物
  - ▷年金手帳または基礎年金番号のわかるもの(納付書など)
  - ▷失業しているかたは、離職票または雇用保険受給資格者証
  - ▷転入してきたかたは、それぞれの年度の所得課税証明書
  - ▷学生納付特例の場合は、在学証明書または学生証(写し可)
  - ▷代理のかたが申請する場合は、代理のかたの身分証明書(免許証・保険証など)
  - ▷認印(本人が署名する場合は不要)
  - ▷申請者と代理のかたの住所が異なる場合は委任状

問 国保年金課年金係 ☎ 6753



## 一 保険料の納め方

### ①はがきが届いたかた

(介護保険料額決定および特別徴収開始通知書)

老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円以上のかたは、年金から保険料が自動的に天引き(引き去り)される「特別徴収」になります。届いたはがきは、表と裏を開いてご覧ください。

### ②封筒が届いたかた

(介護保険料納入通知書)

年金が年額18万円未満のかたや年度の途中で65歳になったかたなどは、納入通知書で納める「普通徴収」になります。納め忘れのない口座振替をご利用ください。

### ①はがきと②封筒の両方が届いたかた

年度の途中で普通徴収から特別徴収に切り替わるかたは、上記の①はがきと②封筒(納入通知書)の両方が届きます。



# 介護保険料の決定通知について

7月2日付で平成24年度介護保険料の決定通知書を郵送します。

介護サービスを利用すると、サービス費用の1割は本人が負担し、9割は介護保険から給付されます。この給付費のうち21%は、65歳以上のかた1人ひとりが納める保険料で賄うことになっています。

問 高齢介護課介護保険係 ☎ 6721

## 65歳以上の 介護保険料の決め方

保険料は、平成23年中の本人の所得や年金収入、世帯員の市民税課税状況を基に決定します。平均的な保険料は、年額6万9240円(月額5770円)ですが、所得などに応じて10段階に分かれた定額制になっています。

## 介護保険料を 滞納しているとき…

保険料を滞納していると、介護サービスを利用する際に、利用料をいったん全額自己負担しなければならなかったり、サービス費用の自己負担割合が1割から3割に引き上げられる期間が生じたりします。皆さんの納める保険料は介護保険制度を支える大切な財源となりますので、忘れずに納めましょう。

## 介護予防で元気ハツラツ!

市では、地域の集会所で行う「地域いきいき教室」や市内温泉施設を利用した送迎付きの「湯こで生き生き交流事業」を行っています。

みんなで介護予防に努め、健康で元気にハツラツとした生活を過ごしましょう。

興味のあるかたは、お問い合わせください。

問 高齢介護課高齢者支援係 ☎ 6720



## 介護保険地域密着型サービス事業者を 公募します

市では「第5期十和田市介護保険事業計画」に基づき新規開設によるサービス事業者を公募します。

### ▶選定するサービス種類と整備数

▷認知症高齢者グループホーム 1ユニット(9人) … 2施設

▷小規模特別養護老人ホーム 29床以下… 1施設

▶申し込み方法 公募申込書と添付書類を市ホームページからダウンロードし作成の上、8月20日(月)までに高齢介護課へ提出してください。

\*応募条件など詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 高齢介護課介護保険係 ☎ 6721

## 後期高齢者医療制度加入の皆さまへ

### ■後期高齢者医療被保険者証が変更になる場合があります

平成23年中の所得状況などにより、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

該当するかたには、7月中旬に郵送でお知らせしますので、現在お使いの被保険者証をご持参の上、国保年金課の窓口で新しい被保険者証をお受け取りください。

### ■限度額適用・標準負担額減額認定証について

認定証を医療機関の窓口で提示することで、自己負担額が限度額までとなり、また、入院時の食事代が減額されます。

#### ▶対象となるかた

世帯員全員が住民税非課税のかた

▷申請に必要なもの…被保険者証、印鑑

▷申請場所…国保年金課 長寿医療係または十和田湖支所

#### ▶すでに認定証の交付を受けているかた

現在お使いの認定証の有効期限は、7月31日となっています。

平成23年中の所得状況などにより、平成24年度も引き続き認定証の対象と判定されたかたには、7月中に新しい認定証を郵送しますので、更新手続きは必要ありません。

### ■平成24年度後期高齢者医療保険料について

保険料額決定通知書、納入通知書を7月上旬に郵送します。

保険料額は平成23年中の所得により算定します。

## 納期内に納めましょう!

問 国保年金課 長寿医療係 ☎ 6752